

【オーストラリア】料金改定-2024年10月1日より

オーストラリア特許庁は、2024年10月1日より料金を改定する旨を公表しました。主な改定項目は以下の通りです。

1. 超過クレーム料金

従来通り、20クレームを超えた場合に超過クレーム料金が発生し、合計21~30クレームの場合はクレーム毎に125AUドル(約12,000円)、30クレームを超えた場合はクレーム毎に250AUドルが加算されるという点に変更はありませんが、その計算方法が以下のように変わります。

【改訂前】超過クレーム料金は許可されたクレーム数のみに基づいて計算されます。2024年10月1日より前に審査請求された場合が対象となります。

【改訂後】超過クレーム料金は最初のOA発行時のクレーム数に基づいて一旦計算され、特許査定時にクレーム数が増加した場合は別途加算されます。2024年10月1日以降に審査請求された場合が対象となります。

2. 出願手数料及び審査請求料

標準特許の出願手数料及び国内移行手数料は370AUドルから400AUドルへと値上され、審査請求料は490AUドルから550AUドルへと値上されます。

3. 維持年金

6年目以降の維持年金が値上げされます。例えば、6年目の維持年金は335AUドルから345AUドルへと値上され、19年目の維持年金は2,700AUドルから2,865AUドルへと値上されます。

4. PTE 申請料

医薬品特許の存続期間延長(PTE)の申請料が2,000AUドルから2,500AUドルへと値上されます。

詳細につきましては、オーストラリア特許庁の以下URLをご参照ください。

<https://www.ipaustralia.gov.au/about-us/accountability-and-reporting/fee-review-2023-24#msdyntrid=nrZwJ51nzNv27eP4hYk3o79IyVD1xKZzptTqmXmNwAc>